



「電気工事士法施行規則」の一部改正について

令和2年11月25日

経済産業省

電力安全課

1. 改正の背景

第1種電気工事士免状を試験で取得する場合には、試験合格に加え、電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）第2条の4第2項の規定に基づき、大学・高専の電気工学系卒の者で3年以上、それ以外の者で5年以上の実務経験が必要とされている。

第1種電気工事制度を創設した昭和62年当時から、技術進歩等に伴う作業の効率化や大学・高専の電気工学系卒の有無による技術的能力の有意差が希薄といった環境変化から、電気工事関係従事者から一律3年で十分との声がある。

このため、大学・高専の電気工学系卒の有無を問わず、必要な実務経験を一律3年以上とすることの妥当性について、実態調査を行った上で、第2回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ（令和2年10月28日開催）において議論したところ、問題ない旨、結論が得られたため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

第1種電気工事士免状取得に当たって必要な実務経験については、電気工事に関する熟練した施工技術、臨機応変な対応力、新しい技術への吸収・適応能力等を身につけておく必要があるとして設けられたものである。

電気工事については、第1種電気工事制度の創設を行った昭和62年当時と比べて、作業工具や施工方法等の改善により、作業が効率化し、昭和62年当時の電気工事5年分が現在の概ね3年分に相当することが確認された。

このため、必要な実務経験年数について、経験年数を一律に3年以上に短縮したとしても、これまで同様に現場で必要な経験を積むことができるため、保安に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。

したがって、第1種電気工事士の免状取得に際して必要な実務経験について、規則第2条の4第2項に基づき、大学・高専の電気工学系卒の者で3年以上、それ以外の者で5年以上としていたものを、一律3年以上に改正するもの。

3. 今後のスケジュール

令和2年11月25日 パブリックコメント（30日間）

令和3年3月まで 公布（予定）

令和3年4月1日 施行（予定）